

(参考資料)

感染症の種類と登園停止期間

幼稚園等では、園児が下記の感染症になった場合、学校保健安全法施行規則に準じて登園停止期間を定めています。

	病名	登園停止期間の基準	
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・重症急性呼吸器症候群 (病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。) ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・急性灰白髄炎 (ポリオ) ・ジフテリア ・鳥インフルエンザ (H5N1) 	治癒するまで	
第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	第二種の感染症は、下記の基準の他、 <u>医師により感染のおそれがないと認めるまで登園は見合わせる</u> こととなります。	
		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・その他の感染症